



第 132号

2019/11/14

編集
代田・九条の会
小澤 清子
伊東 宏

itohiroshi1007@gmail.com

ホームページ : <http://www.daita-9jo.sakuraweb.com/>

代田・九条の会News



代田・九条の会 11周年のつどいが、11月4日（月・祝）東京都民教会礼拝堂で開かれました。司会は九条の会の坂本 功さん。

東京都民教会の岡崎 岳牧師が挨拶されました。岡崎牧師は、北海道旭川のご出身で、自衛隊の基地があり、自衛隊と憲法について前から考えられてきたそうです。

違憲だと思ってきた自衛隊が、村山内閣のとき合憲となり、大事な部分がじわじわと変えられ、九条が骨抜きにされるのではないかと危惧されているとお話しされました。

続いて、渋谷合同法律事務所の弁護士の森 孝博さんより、「安倍改憲の危険性と改憲をめぐる動向」と題して講演いただきました。2017年5月3日に安倍首相が9条1項、2項を残して9条の2に自衛隊を明文で書き込み、2020年を新しい憲法が施行される年にしたいと明言しました。2018年3月15日には、自民党の憲法改正推進本部が「条文イメージ（たたき台素案）」を発表します。

- ①自衛隊の明記（9条改憲）
- ②緊急事態条項
- ③合区解消・地方公共団体
- ④教育充実

の4項目で、本命は①ですが、②も大事です。

そもそも自衛隊の任務はなにか、実際にどのような訓練が行われているか、資料を使い具体的に説明していただきました。わかるのは急速に進められる米軍との一体化、活動領域の拡大化などで、災害救助は主たる任務ではありません。自衛隊を明記することで今以上の米軍との一体化、安保法制による武器使用やさらなる軍事費の増大も考えられます。また、医療・土木建築・輸送の民間業者も動員されます。

緊急事態条項については、大地震その他の異常かつ大規模な災害のとき憲法が定める人権保障と権力分立を一時停止し、特定の国家機関への権力集中と強化を認めるものとあります。歴史上、緊急事態条項は時の権力者の地位強化やそれに異を唱える人々の排除に使われてきました。（ヒトラーのワイマール憲法48条の非常事態権限を使っただけの独裁など）そのため現憲法ではあえて、入れなかったものです。大災害が起こったときはすでに法律が整備されていて、必要のない項目です。

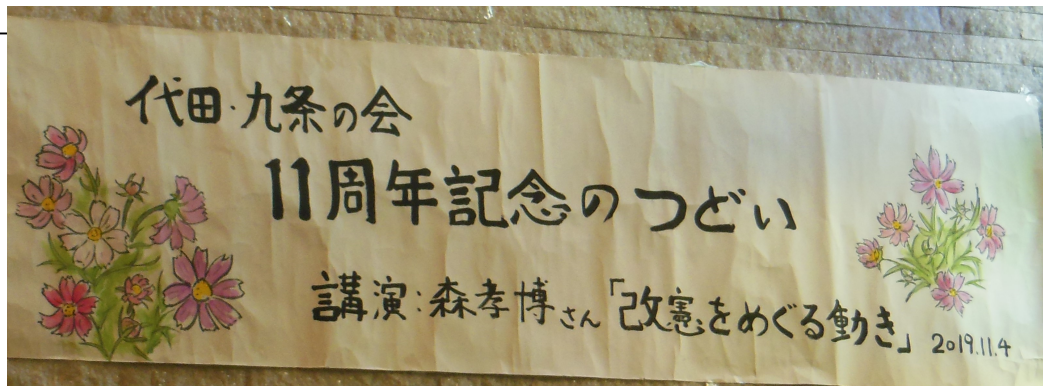
③、④については、憲法を変えなくても法律を制定することで、対応可能です。

参院選で、改憲勢力が3分の2を割り込みましたが、安倍首相は少しも改憲を諦めていません。自民党も議席を減らしたのに、国民の審判は下ったと、国会で議論し憲法審査会を開き、自・公・維新以外の国民民主党などの野党を取り込もうとしています。2019年7月の読売の世論調査でも、積極的に取り組んでほしい政策は社会保障や経済対策で憲法改正はたった3%でした。

今、求められているのは、憲法を変える議論ではなく、憲法理念をどう実現していくかですと強調されました。

休憩をはさみ、質疑応答、坂本さんから、この間の代田・九条の会の活動を報告があり、3000万署名を引き続き取り組み、改憲させない大きな運動にしていることを確認して、閉会しました。

（代田4丁目・萱野 幸子）



2019年11月6日・代田八幡裏から

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～

第1 自衛隊の明記（9条改憲）

「自衛隊」の実態からみえてくるものとは？

→急速に進められる米軍との一体化（米軍の下請部隊化）、日本の軍事大国化

※それに立ちはだかる憲法9条の壁

憲法9条2項：陸海空軍その他の戦力を保持しない
国の交戦権は認めない

→憲法9条との矛盾を広げてきたが、依然として様々な制約がある

【日本政府】

- ・自衛のための必要最小限度の実力
- ・憲法9条2項で保持が禁止されている「戦力」ではない

…それらをすべて取り払いたい！

第1 自衛隊の明記（9条改憲）

自衛隊の明記（9条改憲）のカラクリ…「何も変わらない」？

第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第9条の2

- 1 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。
- 2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

第1 自衛隊の明記（9条改憲）

防衛費（軍事費）も急増

安倍政権のもと5兆円を突破し、毎年、過去最高を更新



同時期に社会保障費は4兆2720億円の削減

自民党憲法改正推進本部作成
改憲案(4項目)「Q&A」

徹底批判

安倍9条改憲 NO!全国市民アクション
改憲問題対策法律家6団体連絡会

<https://www.jlaf.jp/wp-content/uploads/2019/03/『自民党QA批判』【完成版】.pdf>

11 周年記念のつどい アンケート より

1 森 孝博さんの講演について、ご感想・ご意見など

- ・横田もそうですが、世田谷の上空も米軍のヘリが毎日のようにうるさく飛んで、慣れさせようとしているのかなと思うほどです。
- ・具体的でわかり易い。法律分野で現場を歩いているだけに今後も活躍してほしい。
- ・安倍改憲の恐ろしさがわかりました。
今の憲法にのっとり、国民のより良い暮らしのためにできることを、政府にはたくさんやってほしいと思った(改憲は絶対やってはいけない)。

2 全体について、ご感想・ご意見など

- ・参加者の輪をさらに広げてほしい。特に若い人を！
- ・会員同士の意見交換・交流の場や、文集づくりもぜひ



挨拶をする岡崎 岳・牧師



講演をする森 孝博・弁護士

「安倍政権とメディア～付度・不自由・嫌韓でほんとうにいいの？」

11月9日(土)成城ホール会議室で開催された世田谷九条の会14周年 講演のつどいに参加しました。「マスメディアとわたしたち」と題して講師の永田 浩三さん(メディア社会学者・ジャーナリスト)が、NHK 勤務時代から現在働いている大学での関わりなどから観た話を約2時間多岐にわたって話された。

参加できなかった方にレジメの項目を紹介すると1、はじめに 2、新天皇即位と台風と官邸 3、第4次安倍再改造内閣 異常な改憲シフト 4、安倍政権の旗振り役としてのNHK ニュース 5、1993年以降、安倍晋三氏の因縁の物語 6、メディアはどう闘うのか 7、韓国のドキュメンタリー「共犯者たち」 8、あいちトリエンナーレの表現の不自由展となっている。

放送法第4条「政治的に公平であること」をめぐる揺さぶりをかけ、国谷・岸井・古舘キャスターの降板をはじめ国民の知る権利と民主主義を犯していること。最後に「一本のマッチの灯りが周辺の闇の深さを教えてくれる。言論はカナリア、小さな声を大事にすることが大切である」と閉められたのが印象的でした。

(代田5丁目・小澤 清子)



11月3日国会前の憲法集会に1万人参集

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会、安倍9条改憲NO！全国市民アクション、3・1朝鮮独立運動100周年キャンペーンの3団体主催による「安倍改憲阻止！辺野古新基地建設やめろ！東北アジアに平和と友好！」を掲げた集会が開催され、野党各党代表はじめ各界の方々から多岐にわたる抗議、問題提起がされました。

例えば、沖縄嘉手納基地でのパラシュート降下、川崎しんゆり映画祭で「主戦場」の上映中止・再開、共通テストの民間英検、沖縄の民意を無視した辺野古新基地建設国民を守らないで権力を守る政治、日韓関係など多数。

私の印象に残ったのは、韓国の市民団体による「日本の憲法をノーベル賞に推薦した。朝鮮半島の非核化と日本憲法を守ることが東アジアの平和につながる」という発言でした。韓国の方々が日本の憲法をこんなに大事に思っていることに意を強くしました。

こうした集会やデモに参加することに虚しさを感じるという声も聞かれますが、私は自分の意志表明の場の一つと考えています。どうしたら自分の考えを周囲の人々に伝えられるか思い悩む日々です。

(代田5丁目・日暮 恵子)



集会等の紹介

12月6日(金) 18:30～

9条は世界の希望 ー武力によらず平和をつくるー

映画 「コスタリカの奇跡」(57分)

お話 「軍隊を持たない国の暮らしと教育」

講師：ロベルト・サモラ弁護士

場所：北とぴあ6階・ドームホール

(JR・地下鉄南北線「王子駅」徒歩3分)

参加費：1000円

主催：総がかり行動実行委員会



日本国憲法(抜粋)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。
また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。